

一退職手当

一斤年未満は三十五六十才一斤年を費す毎に廿日ノ
端敷は日割り火之支給すること

一相互救済会廃止すること

一公傷の際は本給を支給すること

一工事中見備すこと

一食堂改善口のこと

一夕洗湯を設備すること

一廻し危険作業を注意すること

連盟者有志一同

鈴木 一夫

水越 林太郎

本林野久夫

大正十三年 四月九日

理由書

先般三、割増金給に依り賃員業者に勵み底子
にしかばうち二、三、割増給に對する努力
を強要するが如き冷遇甚く極に違ひ是つて之
三、割増然れど對するは努力するが大抵一西女れせし
者んうちかして生後数のうやく需要れたり些らん現在
の工場では既立男あり、彼の雇用は解雇せより以來
業者有り冷遇併し役レ水しゆレ解雇の耐久期
く在つて右の西安が提出され也而して三月十日組